

## 消防団の取扱い(案)

消防団の取扱いについては、別紙のとおりとする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会

協定項目	15 消防団の取扱い	関係項目	消防団本部及び分団の設置
調整の内容	新制度に再編。現美原町消防団を現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称：設置なし 内容：	名称：消防団本部及び分団の設置 内容：消防団員 49名（条例定数 50名） 分団数 3分団 屯所 3ヶ所 消防車両 3台（CD-1型）  事務項目 団員の任免 表彰 公務災害補償 車両建物資器材整備 貸与品 訓練  報 酬 条例で定める階級に応じた年額制  出場手当 条例で定める額（水火災・警戒・訓練）		堺市高石市消防組合で関係条例・規則を制定し、団長及び団員については消防組織法第15条の5及び第26条の3に基づき新たに組合管理者が任命及び承認を行う。消防団事務については、合併前の取扱いを考慮し、美原消防署で行うこととする。